

行田市教育大綱

(平成27年度～平成32年度)

～ 未来をひらく人材と文化をはぐくむまち ぎょうだ ～

平成27年9月

行 田 市

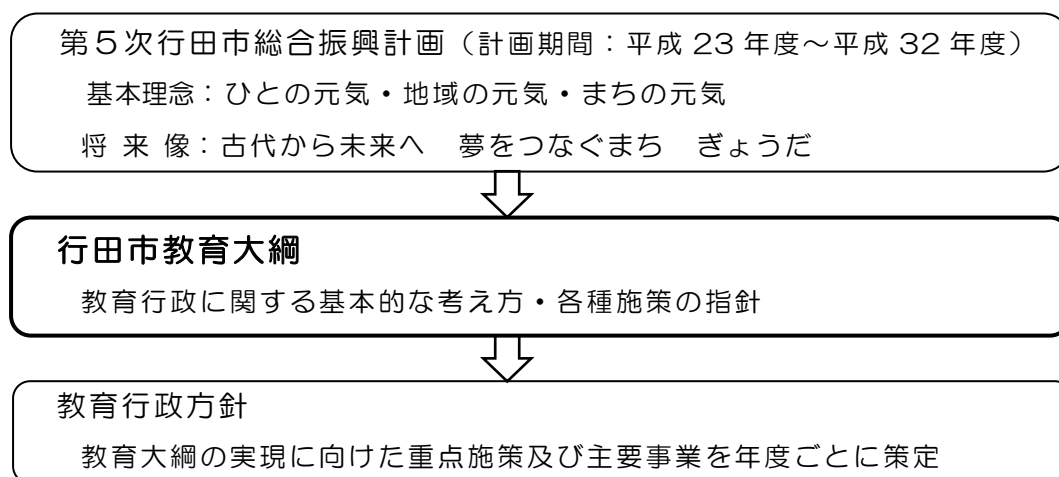
■大綱策定の趣旨

平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、地方公共団体の長は教育委員会と連携して、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めることとされました。また、大綱策定にあたっては、両者で構成する総合教育会議において、協議・調整することが求められています。

本市では教育を取り巻く様々な課題に対応し、将来を担う人材の育成を図るための教育をより一層充実させることを目的として、「行田市総合教育会議」を設置し、行田ならではの特色ある教育行政を推進するための指針としてこれを策定します。

■大綱の位置づけ

この大綱は、「第5次行田市総合振興計画」に掲げる基本理念を踏まえて、本市の教育行政に関する基本的な考え方や方向性を示しています。また、市長部局と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域における教育の課題やあるべき姿を共有して、時代の変化に対応した教育に関する施策を展開するため、年度ごとに策定する「教育行政方針」に反映させていきます。



■大綱の構成と期間

本市の教育行政の基本的な考え方を示した「基本理念」とその実現に向けた各種施策の指針となる「基本方針」で構成します。

期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。ただし、期間中においても必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

■ 基本理念

未来をひらく人材と文化をはぐくむまちづくり

まちづくりは人づくりからと言われるように、将来を担う子どもたちが豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむための教育環境の充実を図るとともに、スポーツや文化活動、さらには郷土の歴史などを通して、豊かな人間性を培う教育を推進することにより、夢をはぐくみとともに成長できる学びのまちを目指します。

■ 基本方針

1. 家庭・地域の教育力向上と幼児教育への支援

家庭はすべての教育の出発点であることから、保護者に対し、家庭教育についての情報や学習機会を提供し、相談・支援体制を充実するとともに、地域住民に対し、地域ぐるみで子どもをはぐくむ意識の啓発を図ります。

幼児期は、人間形成の基礎が養われる時期であり、幼児教育は、同世代との集団生活を通じ、基本的な生活習慣や社会性を身に付けるための重要な位置を占めていることから、家庭・学校・地域との連携をより一層深め、幼児一人ひとりの個性に応じた指導を推進するとともに、市内の保育所・幼稚園・小学校が密接に連携し、一貫した幼児教育の充実を図ります。

2. 確かな学力と生きる力をはぐくむ学校教育の推進

子どもたちの生きる力（学力、規律ある態度、体力）の育成を目指し、少人数によるきめ細かな指導や、地域と連携した多様な体験学習、食育の推進などを通じて、子ども一人ひとりが自ら学び、考え、判断し、行動できる自立した個人として、心豊かにたくましく生き抜く力をはぐくむ教育を推進します。

子どもたちを取り巻く社会環境が激しく変化していることを踏まえ、時代の変化に対応した多様な教育内容と教育環境の充実を図るとともに、安心・安全な環境の中で、児童・生徒が学びへの意欲にあふれ、学力とともに豊かな人間性をはぐくむ学校教育を推進します。

3. 学びの環境にあふれる生涯学習の推進

市民の自発的な生涯学習活動を促すとともに、市民自らが積極的に生涯学習活動を企画運営していく機会の充実や仕組みづくりを推進します。

「いつでも、どこでも、だれでも、何度でも」生涯学習活動に取り組むことができる環境を充実させ、市民一人ひとりが学びを通して得た力を地域づくりに生かせるまちづくりを推進します。

4. スポーツと文化・芸術活動の振興

市民の健康の保持増進を図るため、だれもが継続的に参加しやすいスポーツ活動を促進するとともに、多様化するスポーツニーズに対応できるよう、専門性の高い指導者の育成を推進します。

心の豊かさや生きがいを求める市民が増加する中、文化・芸術への関心が高まり、鑑賞するだけでなく、自主的・主体的に活動を展開する人が増えていることを踏まえ、いつでも気軽にスポーツや文化・芸術活動に親しむことができ、心とからだの健康が維持できる環境づくりを推進します。

5. 歴史と文化を大切にす教育の推進

本市には、国宝や国指定重要文化財などの文化財や郷土芸能など、地域に息づくさまざまな伝統文化が残されており、先人の守り伝えてきたこれら郷土の歴史と文化を学び、それを次代に伝承・発展させていきます。

本市の歴史・文化遺産を大切に保存・活用しながら、市民が郷土に誇りや愛着が持てるまちづくりを推進します。

6. 思いやりのある青少年の育成

本市では、青少年関連団体が市内全域に組織され、各種イベントやレクリエーション活動を通じて青少年の健全育成に寄与しており、今後、地域での活躍の場を広げるにより、組織の活性化につなげるとともに、家庭・学校・地域のさらなる連携により、協調性や思いやりの心を醸成しながら、地域で活躍できる青少年の育成を推進します。

7. 知的資源を生かした教育の推進

本市には、埼玉県立進修館高等学校、ものづくり大学、テクノ・ホルティ園芸専門学校、さらには教職員の資質向上を目的とした埼玉県立総合教育センターといった個性のある高等教育機関等が立地し、優れた技術や情報、人材等のさまざまな資源を有していることから、今後ともこれら機関とのさらなる交流・連携を進め、未来の行田を担う人材を育成するまちづくりを推進します。

8. 一人ひとりの人権を尊重した教育の推進

すべての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権を正しく理解し、認識できるよう、人権教育のさらなる推進を図るとともに、一人ひとりの人権意識が向上し、明るく心ふれあうまちづくりを推進します。